

# 近江国得珍保今堀郷の「惣」覚書

—金本正之氏の所論をめぐって—

仲  
村  
研

## 目 次

はじめに

### 一 神田畠納帳の史料的限界について

1 今堀郷の耕地面積

2 神田畠の性格

### 二 今堀郷商人交名について

### 三 今堀郷の官座

1 官座の確立

2 座公事の内容

3 永正期の官座

おわりに

はじめに

近江国蒲生郡得珍保今堀郷は、周知のように、中世後期の村落と商業とを問題とするには格好の舞台とみなされってきた。それは今堀の日吉神社が保管する、いわゆる今堀日吉神社文書の質量の豊富なことによる。したがつ

## 近江国得珍保今堀郷の「惣」覚書（仲村）

て、大正末期『近江蒲生郡志』全一〇巻に、今堀日吉神社文書が紹介されてこのかた、この文書による研究はかなりの数にのぼっている。とりわけ、戦後の研究をも含めて、そのほとんどが、村落構造と中世商業との有機的関係を究明することに特徴をもつていて。これら諸先学の業績の多くは、停滞ぎみの中世商業史研究を促した点で評価できるが、無媒介に村落構造を商業の展開と連結せしめたため、とくに村落構造の分析に無理が生じてきた。すなわち、脇田晴子氏が「中世商業の展開—近江の場合—」（同氏著『日本中世商業発達史の研究』所収、一九六九年。この論文は原題「中世商業の展開—今堀日吉神社文書を中心にして」）、「日本史研究」第五一号一九六〇年▽で、これに若干の補論が付加されている。）で指摘されたように、今堀日吉神社文書のもつ史料的性格（限界性）を考慮せずに分析を急ぐという方法上の欠陥である。この決定的ともいいうべき欠陥は、戦後の研究、とりわけ熊田亨氏の研究<sup>(1)</sup>以降に存在したものであるが、これら先学の意図する中世村落と商業との構造的連関の究明という問題意識と、その意識をふまえて設定された視角は基本的には正しいと考えられる。この点は、戦後の中世村落の研究と中世商業の研究の中で、今堀郷を素材として到達した水準として評価すべきであろう。この水準に立脚し、方法上の欠陥を克服し、諸先学が培つてきた問題意識を深化せしめるために採用すべきひとつ的方法は、今堀研究に従来比較的軽視されてきた宮座關係史料の検討を通じて、今堀郷の村落構造の骨格を抽出することである。中世村落における宮座が、村落像の構造的な投影であることは明らかであり、今後の今堀研究はこの点に留意して、宮座の分析を媒介とする村落構造の究明という方法を採用すべきであると考える。

さて、商業史の視角からであれ、村落構造の解説という立場からであれ、今堀郷をその対象に選ぶかぎり、二つの労作を踏まえないわけにはいかない。すなわち、ひとつには前掲の脇田晴子氏の論文であり、ふたつには

説金本正之氏の「中世後期に於ける近江の農村—得珍保今堀郷の歴史」（宝月圭吾先生還暦記念会編『日本社会経済史研究 中世編』所収、一九六七年）である。この二論文を取上げた理由は、前者が今堀日吉神社文書を素材とした中世論商業にかんする代表的な論文であり、たんに商業の問題のみならず、この文書のもつ史料的性質を指摘した点で、小論を進める出発点となつてゐるのであり、後者の金本論文は、氏の二つのノート（「中世今堀郷に関する、史林・黒川論文を評す」「中世の窓」七号、一九六〇年、「中世近江商人の性格—得珍保今堀商人の分析」「史学雑誌」第七〇編八号、一九六一年）を基礎に構成され、精緻をきわめたもので、今堀郷の村落構造の分析に重点をおいた論稿である。私の今堀郷にたいする主な関心は金本氏と同じく村落構造にあり、そのため金本氏の所論に導かれるところ大である。

しかし、金本氏は脇田氏の提起された、今堀日吉神社文書の神田納帳のもつ史料的性格について、深い顧慮を払うことなく論を展開されてゐるのであり、恐らく今後今堀郷を研究の対象とする後進のとまごいの因となると思われるので、この点、氏の所論について私見を述べ、そのなかで今堀郷の惣結合のもつ特徴を指摘してゆきたい。

(1) 熊田享「自由市場の成立について—中世末期東近江の農村構造—」（史学雑誌 第五九編第四号、一九五〇年。

なお、得珍保今堀郷の研究史については、脇田論文の座的特權・独占の分析に批判を試みられた佐々木銀弥氏の「中世座商人の独占について—保内座商人の場合—」（宝月圭吾先生還暦記念会編『日本社会経済史研究 中世編』所収、一九六七年）に詳しいので、こでは省略する。

### 一 神田畠納帳の史料的限界について

今堀日吉神社文書六三〇点余のうちには、建武一年（一三三五）の今堀神畠算用状から永禄九年（一五六六）の今堀十禅師田畠年貢田録帳にいたる二世紀余にわたつて、三〇点の神田畠納帳がある。この納帳は、中世後期の

今堀郷における十津師社と、如法經道場、庵室、藥師堂、地藏堂そのほか山神、野神、百万遍、寺講などの講、それに富座における頭役などに付属する田畠からの収納の記録である。この納帳の史料的性格について最初に言及したのは脇田晴子氏であった。氏は次のようにいふ。<sup>(3)</sup>

今堀神田といふものは、山門領といふような莊園制的領主権をもつ領地ではなく、「今堀惣神田納帳」の名の示す如く、今堀惣の管轄下にあるもので、山門領主によって認められた免田と、寄進、売得による加地子名主的得分を有する土地とから成り立っている。それ故に、山門に対し貢納義務を有する土地と、有さない土地があり、神田中、一筆一筆、その権利義務の性格が異なつてゐたと見るべきである。また、寄進賣得によつた神田は、今堀郷内に限らず、近在他郷にも散在しており、かかる神田の性格から考えて、貢納義務者＝作人が、何らかの階層を示すものとは考えられないし、得分を請負つているという意味を出ないのは当然のことである。

このように主張された氏は、加えて「神田は今堀郷内の田畠の一部分を占めるにすぎない」とされ、これらの納帳の分析によつては在地構造の究明は不可能であることを主張され、熊田亨、佐々木銀弥両氏の納帳の分析<sup>(3)</sup>に疑問を投げられた。この論文発表直後に黒川正宏、金本正之両氏のノート<sup>(4)</sup>が発表されたのであるが、両氏とも納帳の分析については、脇田氏の批判の対象になる。

脇田氏の今堀日吉神社文書の神田納帳にかんする見解が発表されてから一〇年近くの歳月が経過したが、その間、納帳の分析により今堀の在地構造を明らかにするという意図の論文は、私の知る限り一昨年金本氏が発表された前掲論文「中世後期に於ける近江の農村——得珍保今堀郷の歴史——」が最新のものだと思う。金本氏はこの論文の冒頭において、脇田氏に反論して、納帳類の「史料的価値」を再確認し、脇田氏の主張と「全く異なつた見

説論 通りの上に立つて」所論を展開する立場を明確にされた。この点について第三者である私から見ると、金本氏の誤解があるように思える。すなわち、脇田氏は納帳類が定量分析の対象とならないと主張されているのであって、けつして、定量分析以外の「史料的価値」を否定しているのではない。このことは脇田氏も新しく付された補論の中でも触れているところであるが、両氏の間では、今堀全耕地と神田畠との比率の問題、神田畠の作人の問題について多少のズレがあるよう思えるので、私見を述べてみたい。

### 1 今堀郷の耕地面積

脇田氏は今堀神田が、郷内で占める比率を検討するため、天正一九年（一五九一）八月の今堀村指出状案（改29-2 四五六）から今堀郷の惣高五二六石四斗二升三合を引き出し、その三分の一に当る畠方一七五石二斗五升二合が、同年の得珍保中野村検地帳の畠方石高と面積から、二五町七反の面積と算出され、田方二六四石六升二合に相当する面積はわからぬまでも、寛正四年（一四六三）の神田総数が八町三反余であり、しかもその中には他郷の耕地も入っており、これらのことから「全く、神田は今堀郷内の田畠の一部分を占めているにすぎない」と断定された。これにたいし、金本氏は昭和三四年現在の今堀郷の地積を、水田三三町八反、畠地三町、山林原野二六町三反、宅地三町八反の計六六町九反（氏の滋賀県八日市市役所調査にとどづく）とし、ここから天正一九年の指出の五二六石四斗二升三合に照應する六三町歩<sup>(6)</sup>は、中世末期の今堀郷には過大な地積であるとされた。そして天正一二年（一五八四）九月一日の指出に二六〇石八斗四升八合とあり、また翌一三年の指出断簡に二八八石四升七合とあるところから、金本氏は次のようにいう<sup>(7)</sup>。

結局、天正十二—三年の総石高は、二六〇石と一八八石程であり、それに対しても天正十九年が五二六石程となり、この差は、兩年の検地方針の強弱によるものとするほかは無い。そうすると、天正十九年の五一六石を地積に換算した値が実状（表面積）に合わない理由も想察されるのである。

しかし、今堀郷の天正の地積（田畠）が実際に如何程であったか。それは現在の三六町八反を下廻ることは確実としても、それ以上の詳しいことはわからない。

但し、今堀の北隣り今在家（今崎町）の耕地面積が天正十一年に廿四町・〇・〇・三三歩で、現在は三〇町八反であるといふ。その割合を移せば、今堀の天正に於ける耕作面積は一八町六反八畝となろう。そして中世は、なおそれよりも縮小された値であると考えるべきであろう。

寛正の納帳の八町三反歩は、だから当時の総耕地面積の二分の一位には当っていたのではないかと想像され、それが総耕地の一部分であるにしても、決して輕視出来ない広さではないかと思われる。

右の金本氏の引用文のうち、今在家の天正一年の耕地面積と現在のそれを比率で、今堀の現在の耕地面積から天正のそれを推察するあたり、飛躍した計算であると思う。それはさておき、天正一二、一三年の石高と同一九年との差が「検地方針の強弱による」とし、一九年の五一六石余を「実状に合わない」とされるのには強い疑問を差挿まざるをえない。

まず「検地方針の強弱」について今堀日吉神社文書のうち検地関係史料を検討すると、金本氏の見解は訂正を要求されることになる。

蒲生上郡保内今堀村指出之事

高頭伍百四拾石九斗五升七合内

貳百六拾石内荒才代達さを達  
川成共加而平井金十郎殿分

残而貳百八拾石九斗五升七合先御給人田中兵部大夫殿

拾八石五斗六升

貳石六斗五升二合

定荒

斗伐さを達

貳百五拾九石七斗四升五合内

右畠分者

大豆

參石

上郷ヨリこい水分

貳石

御宿給

壱石

定使給

六斗

川ほり御使物

右書付を上申者力候、聊私曲隱田於在之者、何様も可被成御成敗候、仍狀如件、

天正拾八年九月十七日

政所  
左衛門一郎

介一

佐藤隱岐守様

古田肥前守様

森嶋宗寧(カ)様

浅野源八様

觀音寺様

進上 跡書也

〔B〕 今堀村指出案（改29-10 四六四）

蒲生上郡(某)方内今堀村指出之事

御給人田中兵部大夫殿分

大高武百八拾三石二斗一升

石九斗五升七合内

拾八石五斗六升

定荒  
斗代さを違

武石六斗五升二合

毛付分

武百五十九石七斗四升五合

右之畠分者 大豆 そは ひへ

蒲生郡五人御代官様 進上

此外

荒さきらかい川成加テ 合武百六十石

御小姓衆人平井金十郎殿

(姓)

説〔C〕 今堀村指出案（前欠）（改29—6 四六〇）  
論  
二反 宮林毛少 豚石一斗 定荒

米分 以上 百七拾貳石五斗四升三合三夕  
大豆分以上 八拾九石九斗七升一合五夕  
斗代さを違 式石六斗五升二合

定荒 以上

拾八石五斗六升

右惣ツ合 式百八拾參石七斗弐升六合七夕

右書付進上仕候上者、聊私曲隱田於有之者、何様ニも可被成御成敗候、仍請狀如件、

佐藤鷹岐守様 進上

此分の御帳へ書付上申候、

天正拾八年九月廿六日

右に掲げた史料のうちBは、Aに「先御給人田中兵部大夫殿」とあるのが「御給人田中兵部大夫殿分」とあるところから、天正一八年九月一七日以前のさして遠くない時点のものだと推察される。そしてA・B・Cとともに定荒分の一八石五斗六升と斗代棹違分二石六斗五升二合が一致するから、Bは天正一八年としていいだろう。

これらの三点の史料から、検地段階の今堀村は御小姓衆人平井金十郎<sup>(8)</sup>の給地と、御給人田中兵部大夫の給地に二分されたことが明らかになるとともに、A・B・Cはすべて田中兵部大夫の給分について記されたものであることが判明する。このような二人の給人による今堀村の知行は、検地施行の当初から行なわれたと考えられる。<sup>(9)</sup>

近江国得珍保今堀郷の「惣」覚書（仲村）

このように考えてくると、金本氏が天正一二、一三年の今堀村の総石高を一六〇石ないし一八八石余としたのは、実は二人の給人の給地の各々の石高を表示するものであつて、その和が今堀村の総石高となり、天正一二、一三年と同一九年との石高の差を「検地方針の強弱による」とする金本氏の所論は見当違いとしなければならない。すなわち、天正一九年の五二六石四斗二升三合は両給地を合わせたものであると考えられる。

次に右にみた今堀村の検地時の耕地面積であるが、これを知る史料が見当らぬため、脇田氏も金本氏も中野郷との比較において推察されているわけであるが、今堀日吉神社文書の中には未整理の文書がまだ多数存在する。その多くは近世史料であるが、中世史料も若干あり、その中に耕地面積を記したものがある。それは筆蹟からいって検地時ないしは、さほど遠くない時点のものと推定される。<sup>(1)</sup> 次に紹介するのがそれである。

上田分十六町四段二畝

そノ代米二百廿九石八斗八升か

中田分八町二畝

百石二斗五升  
そノ代米

下田分  
一町四段半四分

十五石八斗六升

米ツ合三百五十六石

上分  
畠分九町七段七畝十一分

七十八石一斗六升

中  
十二面九畝廿九分

八十五石四斗

下三町八段六畝

廿三石一斗六升

なぢや敷分(反)  
一町八町六畝

三十四石三斗二升

惣五百六十七石三升か

これによると今堀村は、田は二五町八反九畝四歩、畠・屋敷は二八町五反九畝一〇歩、合計五四町四反八畝一四歩で、その石高は五六七石三升である。これは天正一八年の約五五〇石と一七石余の差はあるが、年々の指出にこの程度の差があつても、年荒や検地施行にたいする闘争<sup>(1)</sup>などの条件を考慮に入れれば不自然ではない。そして近世において今堀村は寛永から明治初年に至るまで五〇六石余に固定されている。<sup>(2)</sup>そこで不可解なのは、金本氏が八日市市役所の調査として引用された昭和三四年の今堀の土地利用面積である。<sup>(3)</sup>先に紹介した検地直後と推定される今堀村の田・畠・屋敷の面積と、明治一一、一二年の調査によるものと金本氏の調査とを比較するため、これを表示しよう(次頁)。

検地時に比して明治初年に水田が増加し、畠が減少しているのは、近世を通じて今堀村民が畠を水田化した努力の結果であろう。それにしても、昭和三四年に至る過程における水田の激減は、耕地整理、道路の拡大、何ら

近江国得珍保今堀郷の「惣」覚書（仲村）

今堀村田・畠・屋敷地積表

	田	畠	屋敷	計
検地時	25町8反9畝4歩	25町7反3畝10歩	2町8反6畝歩	54町4反8畝14歩
明治11年	51. 3. 7. 27	4. 6. 6. 26	2. 7. 3. 26	58. 7. 8. 19
昭和34年	33. 8	3	3. 8	40. 6

かの事由による耕地放棄等が考えられるが、それは今後の調査課題として、少なくとも今堀村の田畠屋敷の面積は、明治初年で約五八町八反であり、検地時で五四町余であつたことは明らかになった。したがつて、金本氏が寛正の神田納帳の八町四反余のうち、他郷に存在する神田を差引いた七町五反余と、金本氏の行なつたように、検地時耕地面積との比率を求めるとき、ほぼ一対七になり、数値の上からいって説得性のきわめて弱いものとなる。もちろん、寛正と検地時は一二〇年ないし一三〇年の隔りがあり、脇田氏の指摘されるように、中世と近世との耕地形態の質的な違いが問題になるが<sup>(15)</sup>、いま金本氏の作業通りに運べば、右のような結論に帰着せざるをえないのである。

## 2 神田畠の性格

先に引用したように、脇田氏は、神田が「山門領主によつて認められた免田と、寄進、売得による加地子名主的得分を有する土地とから成立つてゐる」ため、各筆の権利、義務の性格が異なり、作人は得分の請負人にすぎず、請負の面積、貢納額は階層を示すものではないことを指摘された。この点を金本氏はまったく無視して論を進められているのは、今堀研究を志す者として合点がゆかない。ただし、金本氏はさすがに神田納帳の数量的分析は差控えられたようであるが、その代り、年代順に納帳を並べて、作人＝請負人の名前が連続（血縁相続を含めて）しているか否かを調査し、また「文明以降

説論の「一〇年」「応永—寛正—文明」「延徳・明応—永正」の各期の階層変化を検討して、「急激な或いは顕著な農村構造の変化など」ということは少くも十五世紀末葉(16)と十六世紀初頭にかけて起り得なかつた」と結論づけられる。金本氏のいわれるよう、神田納帳の作人が「今堀惣の全構成メンバーを網羅して(17)」いるとしても、その作人の名前が納帳に連続するからといって、階層変動がない（作人の名前消滅＝作人の没落という論理になる）といふのは、やはりおかしい。極端な例では、領主側の土地台帳においてその占有に変動があつても、神田納帳には名前が存続する場合もありうることである。まして況んや、作人の神田畠にたいする権利、義務の内容が異なるのに、名前の存続の総和でもつて階層変動を云々する方法には疑問を差挿まざるをえない。しかも、その立論の基礎が「宮座の成員＝神田農民である」とされるに至つては到底納得できない。詳細は後節で論じるにして、簡単にいえども、神田農民の中には金本氏もご承知のごとく、若干ではあるが他郷の農民も入つてゐるのであつて、たとえ少數であれ、他郷農民が今堀十禅師社の宮座成員であるとの論証がなければ、氏の説は崩壊することにならう。

(1) 昭和一六年一〇月、京都帝國大学文学部国史研究室が作成した「滋賀県蒲生郡中野村今堀村社日吉神社文書目録」によれば、改番号から改四一号、後発見一号から後発見五号まで全六二五通の文書が数えられる。しかし、そのうち改三六号から改四〇号に含まれる神田納帳は合冊を一点として数えているため、全六三七通の文書にのぼる。原本もこの目録順に綴じられているので、本稿での文書の表示は原則として目録に従うこととした。ただし、目録には通し番号がないので、これも付すことにした。現在、文化史学会の雑誌「文化史学」には三品影英氏の編、通し番号四一二号まで出されているが、本稿ではそれを考へ合わせ、次のように表記する。たとえば永正一〇年に一月四日の東若兵衛田地寄進状は改二八号通四一二号であるから（改28—3 四一二）とこうように表記したい。なお、本稿で使用する今堀日吉神社文書は昭和三二年當時同志社大学文学部教授であった三品影英氏が今堀より借用された原本を写真に撮たるものであり、その中には後で紹介する未整理の文書も含まれている。

(2) 脇田晴子「中世商業の展開——近江の場合——」（同氏著『日本中世商業発達史の研究』所収 五四四ページ）。

(3) 熊田享 前掲論文、佐々木銀弥氏の諸論文のうちで「莊園制末期の土地帳簿の変化と農村構造」（『経済学季報』九号 一九五四年）、「保

内商人の土地所有と商業」(「経済学季報」二〇号 一九五八年)がその代表的なものである。

- (4) 黒川正宏「中世今堀郷の農民構造と延暦寺」(「史林」第四三卷第五号 一九六〇年)、金本正之「中世近江商人の性格——得珍保今堀商人の分析——」(「史学雑誌」第七〇編八号 一九六一年)。

(5) 脇田晴子 前掲書 五三五ページ。

(6) この計算については脇田氏の批判がある(前掲書 五九三ページの注6)。

(7) 金本正之「中世後期に於ける近江の農村」(「日本社会経済史研究 中世論」一五〇~一五一ページ)。

なお、金本氏はこの文について次のような注を付している。すなわち「寛正の納帳は筆者は八町四反二十六歩と計算した。又、脇田氏は、「近在他郷のものも相当入っている」といわれるが、筆者の計算では、他郷の地と思われる可能性のある土地は、今在家五反二歩、柴原一反一八〇歩、池溝一反三〇〇歩、の計八反二八二歩であった。約一割程度であって、これを差引いても、在今堀の土地は七町五反三〇四歩ある。他郷の地というのは左程問題にならない。」(前掲書 二九六ページ)と他郷に存在する神田畠の地積が僅少なることを指摘し、神田納帳の効用を主張される。

(8) 天正二〇年三月一八日 今堀村家数注文(改2-15 八)には、小一なる者が「平井金十郎殿へはうかう人」とされており、平井金十郎は村内に一人の被官をもつてることがわかる。

(9) 天正二年一二月二日の検地にかかる今堀惣分定書(改29-15 四六九)三カ条のひとつに、「両御給人の惣たかのツ合あい申候やう」と御事ハリ可申上候」とあって、「両御給人」が平井金十郎、田中兵部大夫の二人であるか否か不明ながら、検地当初より二人の給人が今堀村に臨んでいたことは明らかである。

(10) 今堀村田畠の地積とその石高を記した文書と次に紹介する文書と同一筆蹟であるため、検地時のものと考えて誤りない。

#### 金十郎殿分

米 分百六十七石五斗五合	そは廿四石六斗九升五合
米 百七十石四斗七升	六斗三升
大ツ廿十石六斗三升五合	大ツ廿石(寄ニ)
そは廿五石四斗九升五合	

ひへ卅五石八斗四升

荒 七石三斗一升五合

右惣の高 武百五十九(合)八斗一升五合か

なお「金十郎殿分」とは平井金十郎殿分のことである。

(11) 天正二年霜月一三日に今堀惣分は、連署して次の三ヵ条を定めている。

一めん間之事  
一十四反せに之事

一升計とりの事

右三ヶちやう、そせうかなわきるニおじへ、一とう二いあをあけ御事へり可申候者也、

と置目をしているが、この条目は、免相すなわち年貢率、年段錢、収納舛についての訴訟であると思う。また検地反対闘争で支配者に譲歩を余儀なくさせているのは次の史料(改29—9、四六三)で明らかである。

今度江洲検地出来之百姓等、過半令逃散之由候、如何之子細候哉、然者去年物成未進分儀、只今令納所事、於難成者、来秋まで借遣候間、悉召置、荒地以下をも令開作候様ニ念を人可申付事専用候也、

三月十九日

秀吉御朱印

官不長次殿

森 兵吉殿

(12) 『滋賀県市町村沿革史』第三巻三八一ページ。寛永二年(一六三四)、元禄一四年(一七〇一)、天保八年(一八三七)、明治元年(一八六八)の石高はすべて五〇六石余であり、この石高は近世を通じて固定化している。

(13) 金本正之 前掲論文 二四八ページ。

(14) 滋賀県物産誌 卷之五 『滋賀県市町村沿革史』第五巻 資料編一 四〇七ページ。

(15) 脇田晴子 前掲書 五九三ページの注6。

(16)(17)(18) 金本正之 前掲論文 一八五ページ、一五三ページ、一五一ページ。

## 一 今堀郷商人交名について

金本氏は「中世後期に於ける近江の農村」に先立つて「中世近江商人の性格——得珍保今堀商人の分析——」を発表されたが、そこでは從来の今堀研究で看過されてきた、年未詳「保内今堀郷商人交名」(後3-1 五九九)を取り上げ、その年代を確定し、そこに記載された商人の交名から、若干の商人を抽出して、神田納帳等により、その階層を究明し、今堀商人の農民的性格を指摘された。ただ、神田納帳の使用については、脇田氏の指摘や前節に記した理由から首肯しがたいが、納帳以外の史料からも多角的な検討を試みておられるので、その結論には賛成したい。

ところで、金本氏は個々の商人の階層規定を行なうためには、どうしても年未詳の「商人交名」の年代を割出する必要があり、仔細な検討を加えた結果、寛正期のものなることを「断定」され、時を同じくして発表された黒川正宏氏の享徳期説<sup>(1)</sup>を否定された。金本氏と黒川氏との年代測定の差異はわずか一〇年前後であるが、この交名は今堀郷の村落構造および商業の特質を究明するまでの重要な手懸りであり、年代の確定は今後の今堀研究に決定的影響を与えると考えられるので、若干の私見を述べておきたい。

まず問題の「商人交名」を紹介しよう。

[D]

保内今堀郷之商人之数

道信坊

東(刑部)  
形

太郎

彦太郎

東  
馬太郎

であるといふ。そして一三人のうち、平二郎、茶ヤ馬太郎、ハツ左近、トラ左近太郎の四人は、寛正期以外の納帳には記載されず、寛正期独自の人名だといし、この断定の誤りないことを強調するとともに、道信坊について他

### 近江国得珍保今堀郷の「惣」覚書（仲村）

金本正之「中世近江商人の性格」より引用。

の納帳での道心坊と異名同人と考えて、「他の時期では悉く道心坊と書き表すのに寛正期のみ道信坊の文字を使用する事を注意すべく、従つて道信坊も亦この寛正期に特有な名前として考へる事が出来る」と補注を加えて寛正期説をより強化されたのである。

	時 期	含有数 三、四名に 対する割合												
13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1		
永 暦 期 ( <sup>2</sup> )	永 暦 期 ( <sup>1</sup> )	天 文 期	永 正 期	明 応 期 ( <sup>2</sup> )	明 応 期 ( <sup>1</sup> )	延 徳 期	文 明 — 長 享 期	文 明 期	寛 正 期	嘉 吉 期	至 徳 期	時 期		
四 名	○ 名	一 名	五 名	八 名	五 名	五 名	一 三 %	一 二 %	一 二 %	一 三 %	六 %	時 期		
一一 %	—	—	三 三 %	一 五 %	一 五 %	二 四 %	一 五 %	一 五 %	一 五 %	一 五 %	一 八 %	三 八 %	時 期	
													の納帳での道心坊と異名同人と考えて、「他の時期では悉く道心坊と書き表すのに寛正期のみ道信坊の文字を使用する事を注意すべく、従つて道信坊も亦この寛正期に特有な名前として考える事が出来る」と補注を加えて寛正期説をより強化されたのである。	
													Dを寛正期と断定されるに至る金本氏の作業についての疑問は、前節で述べた最近の論文「中世後期に於ける近江の農村」の所論との関連で、の問題である。すなわち、Dを寛正期と割出すために、寛正四、五年の納帳と照合されたわけであるが、三八%しか合致しなかつた。にもかかわらず、右の論文では、「今堀惣神田納帳の性格は、……農民分析の史料であるという事を考えなければならぬ」とし、「富座の成員=神田農民」とされている。納帳が惣の全構成メンバーを網羅して知り得るところの貴重な史料であるといふ事を考へなければならぬ。 <sup>(3)</sup> しかし、そうでないのであるから、納帳が金本氏の指摘されるような「今堀惣の全構成メンバーを網羅して」いなか、「断定」を加えた寛正期が	

そこで金本氏が否定された享徳期を再検討してみよう。享徳期説を裏付ける史料は、享徳三年（一四五四）六月の有名な「藤きり山の木こり馬の人数交名」（改24-10 三三九）である。

〔E〕

(端裏書)  
「ふちきりやまの人数帳」

藤きり山の木こり馬の人数

合享徳三年六月 日

馬衆  
道金坊

衛門、

衛門二郎

(刑部)  
形P太郎兵衛、  
左近五郎

昌法坊

道立坊

兵衛二郎

左近、  
左近二郎

左近三郎

道寿坊

左衛門二郎

正阿弥陀仏  
左近二郎馬殿  
左近三郎

左衛門二郎

太夫、  
左近二郎宮内殿  
馬太郎

馬太郎

平二郎

左衛門二郎

カチノ衆

道信坊  
大  
サル大夫、  
左近一郎形P太郎  
衛門左近、  
左近二郎ハツ  
馬太郎  
宮内太郎

茶ヤ

衛門三郎  
イシマツサル太郎  
左近郎大コク  
門

衛門二郎

人数等(花押)

右此人数者、此山へ末代立へき者也、此外者酒手おかゝらす候間、末代立ましき者也、

この「藤きり山」というのは藤切山であり、金本氏もすでに指摘しているように、伊勢越千草峠へ向う交通の要衝甲津畠にある。『近江蒲生郡志』によれば<sup>(6)</sup>、千草街道甲津畠の坂路の麓に鎮座する藤切神社の背後に山があり、黒藤（藤蔓か）の産地だという。応永二八年（一四二）三月一八日の「藤切大明神造立奉加」による<sup>(7)</sup>、甲津畠は個人や近在の郷々の奉加を得るとともに「南山」「北山」の木を売却して造営費を捻出しているが、今堀郷人が藤切山へ集団で伐採・搬送に出向くのも、今堀が藤切山の山林を購入する形をとったと推測され、今堀郷人のうちでこれに参加するのは、酒手を負担する者のみに限られたのである。ここで問題になるのは、このEが二二人の「馬衆」と二人の「カチノ衆」に区別されていることであるが、これは後節でふれるとして、「商人交名」の年代割出しに焦点をあて、このEを検討しよう。

まず、金本氏が寛正期以外の納帳にその名を見せないとされた四人のうち、平一郎、茶ヤ馬太郎、ハツ左近の三人は、享徳の「人數交名」に記されているし、つぎに寛正期独自といわれる「道信坊」もここに記されているから、金本氏の寛正期「断定」も揺ることになろう。つぎに人名の照合については、金本氏は享徳期説を否定されたのであるが、どうであろうか。いま一度繁をいとわず照合してみよう（次に記す人名はD「商人交名」、「」内は享徳三年のE「人數交名」である）。

道信坊〔道信坊〕 小法師左近三郎〔コホウシ左近三郎〕 平一郎〔平一郎〕 馬殿〔モト馬殿〕 ハツ左近、〔ハツ左近〕 茶ヤ馬太郎  
〔茶ヤ馬太郎〕 大黒衛門〔大コク衛門〕 尺衛門〔尺衛門〕一郎〔尺衛門一郎〕 ハツ太郎左近、〔ハツ太郎左近〕 茶ヤ馬太郎  
馬殿に「モト」＝元が付されているが、以上九人はほぼ一致すると考えてよい。更にDの三四人のうち、合致しない二五人について検討すると次のようになる。

弥一郎〔弥一郎左衛門〕 東刑部太郎〔馬衆の刑部太郎か力チノ衆の刑部太郎〕 西刑部太郎〔カチノ衆の刑部太郎か馬衆の刑部太郎〕 東馬太郎かイヌホウシ馬太郎〔馬太郎〕 大夫、〔大夫、左近二郎〕 コマ衛門一郎〔衛門一郎〕 衛門三郎〔ナル衛門三郎〕 トラ左近二郎かヤフ左近二郎〔左近二郎〕 宮内太郎〔コハツ宮内太郎〕

残る二五人のうち九人が合致する可能性はきわめて大きいのである。かくして、Dの三四人のうち一八人が一致するとなれば、享徳期説に近接せざるをえないのである。

その享徳期説をより確実にするために絶好の史料がある。それは「人数交名」より一年余以前の享徳二年（一四五二）卯月一二一日の「鹿々垣之日記」（改17—3 一五九、改19—4 二八九）である。それを紹介しよう。

## 〔F〕

## 鹿々垣之日記事

鹿々垣之日記事					
一番 一丁八	むさ 衛門一郎				
四番 二丁八	上小同兵太郎 北右馬太郎 七番 二丁八 南衛門一郎 十番 一丁八 ツ衛門太郎 十三番 一丁八 西 衛門四郎 一番 一丁八 大ハツ 左近太郎 四番 一丁八 中坊	二番 一丁八 五番 一丁八 八番 二丁 一丁八 十一番 一丁八 木戸 さる 左衛門 一丁八 一丁八 一丁八 大太夫 五番 一丁八 六番 四丁八	西 左衛門 さる 衛門三郎 跡二郎 左衛門 一丁八 道金 一丁八 衛門三郎 十九番 木戸 ひこ太郎 三番 一丁八 こうや 兵衛太郎	三番 一丁八 六番 一丁八 九番 一丁八 十番 一丁八 一丁八 東	衛門四郎衛門 こま 衛門一郎

### 近江国得珍保今堀郷の「惣」覚書（仲村）

享德二年卯月廿二日

合上八十六、定所如件、

廿五番丁八  
廿八番丁八  
一丁八  
中坊  
衛門五郎  
廿六番丁八  
左近三郎  
下さりい上四十一  
(一)

大黒衛門一郎  
道立、  
左近二郎  
左近二郎

十番 一丁 七番 二丁 四番 二丁 一番 一丁

七番三丁六番一丁十三番四丁六番

正法、  
石松  
衛門太郎

八番  
丁八  
丁八  
丁八

妙道、正幸 宮内 けつさう

九番  
一丁八  
十二番  
一丁八  
十五番  
二丁八  
上廿五番中きり  
左近太郎  
衛門太郎

郎の二人が加わっているが、この番はいちねう太夫に代表させた)が、そのうち六人が重複しているので四九人が各番の区域の鹿垣を担当していることになる。この鹿垣はこれがなければ直接被害を蒙る農民が、各自の所有する田畠の所在とその面積によって分担区域と長さを割付けられたものと考えられる。したがって、分担の長さが必ずしも郷民の富裕の度を表現するものとは限らない。このFの人名は同年代の「人数交名」とは当然重複する。その数は二〇余人を下らない。ここで問題になるのはDとEの合致数一八人以外の一六人である。それをFと照合すると次のようになる(上段はDの人名で、「」内はそれに合致するFの人名である)。

彦太郎〔東彦太郎〕	松達郎左近太郎〔松達郎左近太郎〕	道音イヌ〔道音〕	大初左近太郎〔大初左近太郎〕	兵衛太郎〔兵衛太郎〕
トラ左近太郎〔馬左近太郎〕	若衛門〔衛門〕	衛門四郎〔西衛門四郎〕		

右の八人が新たに合致し、E・FがDと合致する総計は、三四人のうち二六人に達し、しかも、金本氏が寛正期独自の名前だとされた四人のうち「トラ左近太郎」もFに記されている。つまり、寛正期独自のものとされた道信坊を含む五人の人名がすべて享徳期のE・Fの史料に出ていているわけで、金本氏流に表現すると、七六%ほどが合致するのである。加えて金本氏が寛正期説を主張される根拠となり、「今堀惣の全構成メンバー」が記されているはずの納帳の約五〇人とDの三四人を照合して一三人しか合致しないのである。享徳期説はEとFで重複人名を除去して六〇余人(しかもこの数は今堀惣全構成員とは考えられない)のうち二六人が合致する。ここでは比率ではなく二六人という絶対数が物をいうのである。かくして、金本氏が「精査」を加えられたはずの「保内今堀郷商人交名」の年代は、氏が否定されただはずの享徳期の方が有力となつたのである。

なお、右に述べた点にかんして若干の補足を加えた。それはDの「商人交名」についての文書の読み方であ

る。金本氏は「太夫、」「若衛門、」「ハツ太郎左近、」（この他にも「ハツ左近、」があるが、氏はこの「、」を読み落としている）の「、」を「殿」と読んでいる。このDで「殿」の文字が記されているのは「馬殿」だけである。ところが、Eの読み方になると、「馬衆二十二名中でも特に馬殿・宮内殿二人だけに々殿<sup>(8)</sup>の敬称があることも注意される處である」とし、馬衆の「衛門、」「兵衛、」「左近五郎左近、」「左衛門一郎左衛門、」「太夫、左近二郎」の五人と、カチノ衆の「小太夫、」「ハツ太郎左近、」の二人の計七人の「、」を殿と読んでいない。察するに、カチノ衆に「殿」という敬称が付きていると、具合が悪いからであろう。私は、EとFは同一人の筆によると判断するため、「、」が執筆者の意図によって「殿」とも読めるし、そうでもないという曖昧な形で処理するわけにはゆかない。そこでFの「鹿垣日記」の場合をみると、「道金、」「正法、」「妙道、」「道寿、」「道信、」「道立、」のように法号を称する者と、「北左近、」「西左衛門、」やD・Eにみられるように俗名に「、」が付されている者との二つの用法がある。前者の場合はD・Eの用法から「坊」ないし「房」と読み、後者は「入道」を当てるべきだと考える。後者については金本氏がいみじくも引用した史料で明らかである。後節で検討するが、永正元年（一五〇四）の「座抜日記」（改<sup>35</sup>—<sup>3</sup> 五七〇）で五五五文の未進によつて座を除外された若衛門入道は、「商人交名」で「若衛門殿」と称されていると金本氏がいわれるが、この「殿」は「、」であつて「座抜日記」にあるように「入道」とするべきである。確かに若衛門入道は寛正四年（一四六三）一月四日の今堀神田納日記（改<sup>38</sup>—<sup>2</sup> 五九〇）では「殿」の敬称が付されているが、その人間がかつて「殿」を付されていたのとは関係なく「、」は「坊」か「入道」を当てるべきである。されば、カチノ衆に「、」が付されていても合理的に説明がつくであろう。

- (1) 黒川正宏「中世今堀郷の農民構造と延暦寺」「史林」第四三卷第五号 一一〇ページ。
- (2) 金本正之「中世近江商人の性格」「史学雑誌」第七〇編第八号 七六ページ。
- (3) 金本正之「中世後期に於ける近江の農村」前掲書 二五三ページ。
- (4) 金本氏は「商人交名」三四人のうち一二人が、至徳元年（一二八四）から永祿九年（一五六六）にいたる二五点の神田畠関係文書に名前をあらわさないことにについて、「それらは、今堀十禪師の神田畠の作人ではなかつたのであらう。」「中世近江商人の性格」七六ページ）とされた。私はこの商人は全て官座成員であると考えるから、ここからも「官座の成員＝神田農民」のいう金本氏は自らのショーマを崩していくことになる。
- (5) 金本正之 前掲「史学雑誌」論文 六四ページ。
- (6)(7) 『近江蒲生郡志』巻六 神社志 七三三ページ～七三九ページ。
- (8) 金本正之 前掲「史学雑誌」論文 七二ページ。
- (9) 金本正之「中世後期に於ける近江の農村」前掲書 二八九ページ。金本氏は「先づこの史料〔座抜日記〕一仲村に挙げられた」五名は必ずしも零細な農民でない。（中略）殊に寛正の今堀商人交名の史料には『若衛門殿』として敬称つきで現われてゐるのである。」と述べておられる。

### 三 今堀郷の官座

#### 1 官座の確立

周知のように、中世今堀郷は、得珍保上六郷、下八郷のうち、下八郷の一郷であり、得珍保は「日吉十禪師彼岸新所、山上諸講演嚴脚」（改13—5 一七一）とされ、比叡山麓坂本の日吉十禪師社の社領で延暦寺東塔東谷仏頂尾の衆徒の支配をうけていた（改1—2 一）。保内各郷には日吉十禪師社が勧請され、山門の郷民支配の接点

### 近江国得珍保今堀郷の「惣」覚書（仲村）

となつた。今堀郷ではこれが今堀十禅師社と呼ばれている。そして今堀郷民の惣結合＝宮座が、この十禅師社を拠点に結ばれることはいうまでもない。

今堀十禅師社の宮座の確立は、金本氏によれば、今堀郷における名体制の解体<sup>(1)</sup>と十禅師社への神田畠の集積とから、応永二〇年代と推定され、具体的な根拠として、宮座の捷書のこの時点における整備を指摘している。この金本氏の設定された視角は正しい。しかし、宮座確立の根拠として掲げられた捷書の引用は不正確である。すなわち、応永四年（一三九七）六月の今堀惣中衆議状〔G〕（改<sup>27</sup>—14 三八九）、応永一〇年（一四〇三）二月の座公事置状〔H〕（改<sup>4</sup>—11 三三一）、応永一六年（一四〇九）二月一九日の惣分山神田宛状〔I〕（改<sup>32</sup>—5 五一三）を引用した氏は、Gを「稚拙」な文書、Hを「文意も整わないし、字も極めて拙劣」<sup>(2)</sup>とし、またIをHと同様として、これら稚拙、文意不分明、文字拙劣の文書も応永三二年（一四一五）一一月の今堀郷座主衆議定條々書〔J〕（改<sup>26</sup>—3 三六五）に至つて、「今堀郷の宮座が初めて形式を整えて郷民に布達したもの」と考へ、応永一六年のIと応永三二年のJとの間に宮座が確立したとされたのである。いまこれらの史料を再吟味しよう。

### 〔G〕

（端裏書）

「かうとのせうしの事」

当承仕ハかうのとう、さるかくのきやうをのそく、（誓）<sup>(3)</sup>（講頭力）（猿樂 楽 麗）<sup>(4)</sup>（編子）<sup>(5)</sup>（兵子）<sup>(6)</sup>のま  
いらせたるものをハ、かんぬしなうらうへし、

応永二年六月 衆儀如件、  
（議）

(端裏書)

論

注進 (座公事) サクシノ事、コトコトクサクシヲ出サラム人々者、(座) サエハ入申ヘカラス、

一明阿弥陀仏 信次郎 五郎二郎 介五郎 九郎二郎 兵衛五郎 彦太郎 馬太郎  
(地下)  
 チケノ中人、(間人) マウトノ人ミニヲイテハ、三ツアニニテアリトモ、(兄) シモニツクヘシ、

一サクシ一ミ今ニ出サラム人ミハ、サニ入ヘカラス、  
 仍為後日沙汰状如件、

応永十年ひつしのとし二月 日

〔I〕

(端裏書)

「山神ノ田ノ日記」

物分アテ状之日記事事

合壱石二斗者

右件アセチノクメハ、日テリカゼノムマユクトモ、此田ヒ於ハ、一升モ未進有マシクサラウラマシクサウラウ、若田ム錢ハ  
(作)  
 サクニムハフムナシ、惣ハフムナシ(ウ脱カ) (ウ脱カ)、若天ハムフムナシ、  
(念)

廣永十六年二月十九日

廣永十五年夫一人 カクノ夫ニユク

右のG・H・Iのうち、HとIは同一人の筆になるものと考えられる。

Gは「かうとの」(神殿で神主殿の意)と承仕(小使・正使<sup>(4)</sup>)という今堀郷における神事の主導者にかんする規定で、承仕は講頭、猿樂錄(改24—26 三五五)の負担を免除されるが、「かうとの」と承仕は正月四日の結鎮の行事に必要な前の菰は、両人が各一枚編むことを義務づけられている。そして惣より集められた祭事のための供物(改27—11 三八六)は、神主が直会を行なうというのである。筆致も流麗で意味もよくとれる。およそ「稚拙」とは縁遠い文書であり、「かうとの」の意味が不分明ながら、それは文書の「稚拙」のせいではなく、私を含めて中世村落の祭祀に不案内のせいに帰すべきである。

Hも片仮名書に読みずらさはあるが、意味はよくわかり、「文意も整わないし、字も極めて拙劣」といえない。すなわち、第一条は、明阿弥陀仏ら八人は地下中人、間人であるため、宮座での座次は一般座衆より三歳年長であつても下座に着席すること、第二条は、冒頭の反復で座公事を完納しない者は宮座に入れないことをいつてゐるのであり、金本氏の理解を疑わざるをえない。

Iについては、やはり「稚拙」、文意不分明と称されるが検討しよう。この文書の解説が金本氏とは大部異なつてゐる。この文書の稚拙なのは、草案であり、衍字、当字、脱字のあるためであるが、けつして文意のとれない文書ではない。すなわち、Iは惣がアセチにある山神田の壱石二斗を作人に宛てたものであり、作人の請負いの条件が規定されている。この山神田の供米壱石二斗は、旱損風損にかかわらず、一升といえども未進があつてはいけない。もし段錢が賦課された時でも、作人はこれを負担せず、惣も負担しない(段錢の対象にならない田である)。もし夫役が賦課された時でも、これを負担しない。しかし、去年応永一五年は、夫一人を出し、その

説

夫は「カクノ夫」を勤仕したという、過去のこの田についての負担の事実を記しているのである。

以上三点の史料のうち、I が難解といえば難解であるが、前半の意は明確である。したがつて、私は金本氏のこれらの文書についての評価には賛成できない。一步譲つて、これらの文書が稚拙であるとしても、捷書の筆法、表現が稚拙であれば、従来、文字による表現力の劣る人々が、宮座の中軸である老人に進出してきたこと自体に、中世後期村落における宮座の評価を行なうべきであり、かかる観点からしても、金本氏の所論には納得できない。まして、G より一〇余年以前の永徳三年（一三八三）の結鎮頭日記（改<sup>24</sup>—28 三五七）、同四年の結鎮頭等入物注文（改<sup>24</sup>—2 三三一）を「それは単に『けちの頭』に関するごく簡単なものか、或は単なる『入物注文』に過ぎず、体裁も整つてはいない」と無視されるに至つては、金本氏の応永二〇年代宮座確立説にますます不信の意を表明せざるを得なくなつてくる。

〔丁〕

（端裏書）

「けちのとうのにき」

定今堀郷家鎮頭事  
（結）

右於新座輩、雖為一度、（遂）逐出仕之者、依其座次第、可來頭指之者也、仍衆儀之評定如斯、

永徳三年  
亥正月 日

又九月九日頭 司准亮之、

一かうか谷の神田九日頭人方可渡之者也、

〔K〕

一左近次郎家鎮頭事、  
(結)

右於當頭勤仕之者、依非分頭之間、後年廻合時、可立之者也、

永徳三年亥正月四日

(勤之)写

結鎮頭入物注文

八合升  
五升  
的帳 一斗 座酒 三升 女房座  
一升 さいの神 一升 的前 八升 神供米

十三日堂頭事

頭人二人 酒四斗 六升 大仏供

九月九日頭事

五升 御水 三斗 座酒

永徳二年正月 日

依衆儀評定所定如件、  
(議)

右の二点のほかに年未詳の九日頭役さかなの次第（改24—20 三四九）は、九日頭、堂頭、結鎮頭の行事の着次第を記したものであるが、これは明らかにJ・Kに付属するものとしてよいであろう。かように今堀十禅師社において、頭役について細部にわたる規定が存在するということは、一四世紀の八〇年代である永徳年間にすでに宮座の体制が確固として成立していたこと以外の何ものでもない。Kでなお明らかなように、頭役の行事の次第

は「衆議」によって決定されているのであって、この事実によつても宮座の確立は一五世紀初頭「応永」〇年代頃<sup>(9)</sup>ではなく、少なくとも一四世紀の八〇年代に溯ることができると思ふ。

以上みてきた宮座の確立期に関連して、その変質期＝忽結合の弛緩の時点について、金本氏の所論に則して検討しよう。氏は萩原龍夫氏の指摘を採用して「永正をすぎる頃から動搖し変貌し」<sup>(8)</sup>といったとされた。萩原氏の指摘は、永正一七年（一五二〇）の忽中捷（改26—10 三七一）の第一条に神聖な堂舎での博奕を禁止していること、この捷以降天正一〇年（一五八二）まで弘治二年（一五五五）の捷があるのみで、この事実から「忽結合と神事の厳肅さが失われたと見てよいのではないか」ということである。私も金本氏と同様、萩原氏の考えに大方の賛意を表すものであるが、ただ金本氏が今堀郷における宮座確立の根拠に引用された史料との関連において若干の疑問が残るので、簡単に指摘しておきたい。すなわち、金本氏は応永三年（一四二五）一一月の今堀郷座主衆議定條々書を引用し、「定期寄合」を開いて郷民への布達を定める宮座の体制が応永末に出来上つた<sup>(10)</sup>とされた。もちろん、金本氏によれば「稚拙」でなく、「体裁」の整つた史料である。

〔上〕

（釋義書）  
「置手狀」

今堀郷座主衆議定條々事

一 堂押殿前私不可立、  
一大鼓私不可打、

一堂富前私物旱、勝灰不可行、

一打板私敷不可置、

右於此旨違背輩者、可三百文咎行、猶以任我意人者、末代可被停止座主者也、仍所定如件、

応永三十二年十一月 日

第四条は萩原氏の卓説<sup>(1)</sup>があるので従うとして、問題は第三条である。萩原氏は「強いて読むとすれば、堂舎前に私の物を干し、商売行うべからず、ということにならう」としておられる。私は「勝灰」は「商売」ではなく「勝敗」であると考へる。勝敗は勝負であり、勝負事すなわち博奕である。したがつて、私は第三条を、堂舎の前で勝手に（第一、二、四条から副詞にした方がいい）物<sup>(2)</sup>を干したり、博奕を行なつてはならない、とする。かく考へるならば、博奕のみを取上げて、金本氏の論理に当てはめると、富座体制の確立期に「弛緩」の事実が存在することになる（もちろん、博奕の禁制の条項が第一条か第三条かの差異によって禁止の強度の違いはあると思うが）。私は今堀郷のような早くから商品の仲介業を生業の一部としている地域においては、当然貨幣経済に巻き込まれるのが早いと思うし、その結果として郷民の投機欲をあおり、それが堂舎での博奕となつて現出するわけであり、その点で貨幣の流入は郷民に頽廕をもたらす側面をもつてゐる。一四世紀の八〇年代にすでに確立していた富座には、その意味で確立当初より頽廕の兆候が存在したのであって、永正期のみの特徴ではないのであるが、それが一般的に頽在化するのが一六世紀初頭であると考える。次に一六世紀初頭の今堀郷の状勢を検討しよう。

今堀郷において階層分化を指摘する絶好の史料であるとされてきた、永正元年（一五〇四）の座抜日記（改35—5 五七〇）について検討を加え、金本氏は、次の三點を推論された。<sup>(13)</sup> そのまま引用すれば次の如くである。

一、従来、官座に入る為の“座公事”が實際何を意味するか分らなかつたのであるが、恐らくそれは神田農民として年貢を十禪師社に納めることであつたのであらう。

二、それ故年貢未進の状態によつては座を抜かれる。つまり官座の成員でもなくなるし、神田農民でもなくなる筈である。

三、この史料で永正元年に座を抜かれた農民は零細農民でも従属農民でもなく、ごく一般的な神田農民であり、中には郷内有数の有力者も交つていた。これらの農民が座抜きも覚悟で相当額の未進をしたのは、経済的な理由——貢納不能＝無力——からとは必ずしも言えず、寧ろ他に何らかの原因があつたのではないか、と思われる。

右の三つの推論を検するために、まず問題の座抜日記を紹介しよう。

### [M]

立 <small>(辰)</small> ノ又太郎	依無力座ヲ抜 <small>引</small>
門 兵 衛	依無力座ヲ抜 <small>引</small>
駒 二 郎	依無力座ヲ抜 <small>引</small>
小 刃 三 郎	依無力座ヲ抜 <small>引</small>
若 石 太 郎	依無力座ヲ抜 <small>引</small>
ケリ駒石	二百未進依 <small>(文脱)</small> 有座ヲ抜 <small>引</small>
正 幸 犁 子	依無力座ヲ抜 <small>引</small>
五 郎 兵 衛	四斗六升年貢未進有之依座抜 <small>引</small>

若兵衛五郎 百文之未進有之依座ヲ拔<sup>引</sup>

門 称 々 百七十文三日講未進有之ハ座ヲ拔<sup>引</sup>  
（上脱カ）

馬犬二郎 壱貫文未進有之上ハ座ヲ拔<sup>引</sup>

かゝ衛門 二百文未進有之依座ヲ拔<sup>引</sup>

五年 若衛門入道 五百五十五文未進有依座ヲ拔<sup>引</sup>

右有与二郎 依無力座<sup>ル</sup>拔<sup>引</sup>

永正二年甲子形P二郎三十八文座ヲ拔<sup>引</sup>  
（刑部）  
上三十八文

定条々

右若於以後座ニ入輩者、未進有方々へ、料足ヲ算用有テ、足洗酒如先々本走可有候、

右の史料は永正二年に記された前年の座抜きの詳細である。<sup>(14)</sup> 金本氏はこのM記載の一五人のうち九人が明応九年（一五〇〇）の納張に記され、そのうち五郎兵衛、門称々、かゝ衛門、若衛門入道、刑部二郎の五人の未進額が納帳の貢納額にきわめて接近しており、また五郎兵衛の名前の下に「四斗六升年貢未進有之依座拔<sup>引</sup>」とあるところから、この「年貢」を神田年貢とし、残りの一四人の未進を同様に神田年貢の未進と考えて、先掲の神田年貢ニ座公事という推論をなされたのであった。

私は結論的にいって、この神田農民ニ宮座成員、神田年貢ニ座公事という説には賛成しかねる。それは脇田氏の所論に関連して先にもふれたが、神田農民は神田畠を請けているにすぎないのである。だから神田農民は他郷民であつてもよく、また女性であつてもよいのである。たとえば明応九年（一五〇〇）の神田納帳には「ベヒミン

説 門衛門」「ベヒミン馬」「今在家中茶屋」「同 兵衛」「ベヒミン初介」などが記され、それより九年前の延徳三年（一四九一）の納帳にも「今在家中兵衛」「蛇溝介」「小今在家四郎三郎」「柴原兵衛」「小今在家道善」とあって、その他の納帳でも他郷人の請作を指摘するのはきわめて簡単である。これら他郷民を一五、一六世紀今堀郷十禅師社の宮座構成員とする証拠を明示されない以上、金本氏の推論も覺束ないといわざるをえない。その点についてのいまひとつ疑問は、貢納額がたとえ六合であつても納入したら宮座構成員になりうるという論理的帰結には到底賛成できない。三石を貢納するのも、六合貢納するのも、所詮それは神田畠の請作額にすぎず、座を抜かれた者が神田の請作を続行していても矛盾しない。たとえ神田畠年貢を滞納して座を抜かれたとしても、神田畠年貢＝座公事ということにはならない。

ではいつたい座公事とはなにかということになる。このこといかんする史料は不足しているが、これに迫るために二、三の史料を紹介しよう。

〔N〕 今堀惣定書案（改35—12 五七九）

文言之上、番者八人之長上、歳上ニツイテマわるべき物也、聊も咎人ヲ見陰番衆在之者、咎人ニ同帶たるへく候、又武者ノ差口、夫之差口、手代之番者、一和尚、二和尚末代可相除者也、是則郷内富貴家門長久為也、衆議之趣如件、

〔O〕 今堀惣定書（改26—8 三七〇）

指置定之事

東座 一和尚

西座 一和尚

右諸公事指置申處、仍定處如件、又四人老人、武者指口除草、

長享二年申戌十一月四日

右のN・Oはその内容から惣の定書としてよい。Nは八人衆の年輪次に従つて番（一和尚、二和尚）を決定すること、罪人隠匿の番衆（座衆）は同罪なることについて、老人衆のうち一和尚、二和尚は末代、「武者ノ差口」、「夫之差口」、「手代之番」の免除を衆議されているのであり、これらの具体的な内容は知りえないが、Oからして「諸公事」に該当することは明らかである。Oでは、今堀の宮座は東西の二座に分かれ、老人衆の長老二人が両座の各々の一和尚としておかれている。したがつてNの一和尚、二和尚は各二人であわせて四人であることがわかる。そして、両座の一和尚は諸公事の免除、一、二和尚の四人老人の「武者差口」の免除が決定されているのである。

以上からいえることは、惣＝宮座衆には四人の老人を除いて各種の公事の負担があつた。そしてこの史料が宮座関係のものであることから、「諸公事」が座公事に該当することは確実である。前掲Gの史料において、承仕（小使、正使。恐らく神主とともに祭事に専従する者であるう）は「かうのどう」と猿樂饗の免除を定められているが、これも逆に宮座衆の負担を推測させる。また永享六年（一四三四）正月の初在家衆出錢日記（改24-26 三五五）において、初在家衆（新座衆か）は正月三日の毘沙門講立餅料足一〇文、同四日仁王会料一二文、同九日の大般若經布施、同十三日の猿樂錄一二文等の負担を永享六年の一年間という期限付きで決定し、そのほかの出錢の免除を定められているが、これなども座公事としてよいであろう。門祢との未進した三日講一七〇文も右のように考えて誤りあるまい。

座公事を未進した場合、Hにみたように、座への出仕を停止されるわけであるが、座を除外されることは、なにも座公事の滞納に限らない。すなわち、有名な延徳元年（一四八九）一一月四日の今堀地下捷書（改26—1 三六三）で明らかになる。捷書の第一六条に「家売タル人ノ方ヨリ、百文ニハ三文ツ、壱貢文ニハ卅文ツ、惣ヘ可出者也、背此旨ヲ村人ハ、座ヲヌクヘキ也」とある。惣で規定された経済的義務を順守しない「村人」＝座衆は、官座から除外されるのである。経済的義務には当然神田畠年貢の貢納もあり、また領主にたいする年貢公事もあるだろう。この座抜日記の場合は、明らかに経済的義務の不履行についての規定であるが、このほか官座衆の座抜きは、犯罪にたいする罰則としても規定されている。延徳元年の地下捷書第九条にも、「惣森ニテ青木ト葉かきたる物ハ、村人は村を可落、村人ニテ無物ハ、地下ヲハラウヘシ」とあり、また前掲のIにおいても「猶以任我意者、末代可被停止座主者也」とあり、文亀二年（一五〇一）の条々定書（改26—13 三七五）においても「右背此禁制旨輩在之者、於地下人者、出仕同座可停止、後家孤族ハ在所可撥」と規定されているのである。これらの

村撫では、今堀郷の住人が、村人＝地下人＝座主（衆）と、それ以外の「無物」の村人、後家やもめとを区別し、前者が科を犯した場合は「村ヲ可落」＝「可被停止座主」＝「出仕同座可停止」すなわち座抜きを規定され、後者の場合は「地下ヲハラウヘシ」＝「在所可撥」すなわち郷外への追放を規定されているのである。そして今堀郷において「村人」＝座衆たる条件は一五世紀末では屋敷持ちであつたと思われる。前掲の延徳元年の捷書の第一六条にあるように、家の売却には売値の百分の三を惣へ納入することが規定され、「背此旨ヲ村人ハ、座ヲヌクヘキ也」と罰則が付されているが、これは「村人」＝屋敷持ちを推測せしめるものであり、また第五条に「惣ヨリ屋敷請候て、村人ニテ無物不可置候事」とあるのは、この推測を裏付けるものである。

以上の検討から少なくとも一五、一六世紀の今堀郷住人の人的構成は、官座衆と、官座から除外された者とに区分され、座衆は村捷に違反した場合、違反の性格によつて官座より除外された。永正元年の座抜日記の場合は、座衆の経済的義務の不履行にたいして惣がとつた処置であり、その義務は多様な内容をもつ座公事や、領主への年貢、神田年貢の貢納や家完却の手数料をも含むものであると考えられる。三八文でも吉賀文でも四斗六升でも、額の多少によらず、未進の主体が座衆である限り、座抜きの対象になりうるのである。しかし、座抜きの対象となる座衆が一五人にのぼり、しかもその半数近くが「依無力」って座衆の資格を失なうという、一六世紀初頭の今堀郷の状況は注目されなくてはならない。

### 3 永正期の官座

永正元年の座抜日記にあるように、惣が一度に一五人の退座を宣告することは、今堀郷にとって深刻な事態であつたに相違ない。金本氏も座抜日記についての推論の中でこれにふれて「官座の弛緩」という表現で一六世紀初頭の惣結合のあり方を問題にされた。そのさい博奕の禁制をその証とすることには、先述のように疑問を提示したわけであるが、永正期、すなわち一六世紀初頭に今堀郷の「動搖」「変貌」を推察されたことについては贊意を表したい。しかし、それは簡単な指摘にとどまつていいので、ここでは変化の様相をみてゆきたい。

座抜日記は今堀郷官座の変化の大きな兆候を示すものであるが、同じく永正元年一〇月七日の直物条目定書（改26—12 三七四）と一一月五日の直物次第注文（改20—6 三二一）があるので紹介しよう。

定条目之事直物之事

一官成者、馬飼人ハ四百文宛、余ハ三百文也、

一鳥<sup>(鶴)</sup>增子者<sup>(半)</sup>五百文可被出者也、

一乙<sup>(丑)</sup>乃年ノ當頭<sup>(掌)</sup>請人ハ、二貫御直あるへま也、

又刃年ハ一貫六百文直ヘキ者也、

卯年ハ一貫二百文

辰年より後一貫文宛より外ハへるへからず、

一乙<sup>(丑)</sup>乃年九日<sup>(頭)</sup>可為二貫者也、

刃年 一貫六百文

卯年ハ一貫二百文

辰年ハ一貫文、其後より外ハへるへからず、

一乙<sup>(丑)</sup>乃年結<sup>(頭)</sup>二百<sup>(百)</sup>貫六百文宛可被出也、

刃年ハ一貫文

卯年 九百文

辰年ハ八百文、此外ハへらずへからず、

一神事ゑはハ<sup>(シ脱カ)</sup>なをすへからず、

一年内老人成<sup>(カ)</sup>不成、

永正元年子十月七日

衆儀定之

〔Q〕

直物次第之事

合永正元年子霜月五日  
(甲)

式貫文

堂頭五年請取

道善猿衛門太郎

式貫文

堂頭五年請取

北之辰法兵衛四郎

式貫文

堂頭五年請取

馬五郎入道

式貫文

堂頭五年請取

道音  
岩福

式貫文

堂頭五年請取

三郎兵衛初衛門太郎

式貫文

堂頭五年請取

右馬二郎

式貫文

堂頭五年請取

北又太郎

式貫文

堂頭五年請取

木戸脇松

式貫文

堂頭五年請取

左近兵衛

式貫文

堂頭五年請取

北駒法

式貫文

堂頭五年請取

卯法

式貫文

堂頭五年請取

猿二郎せう

壱貫文	壇頭	道祐松石左衛門太郎
壱貫文	堂頭	道妙若法
四百文	ヲトナ成	中坊兵衛太郎
四百文	ヲトナ成	猿二郎
参百文	ヲトナ成	東道金兵衛四郎
四百文	ヲトナ成	道心之衛門太郎
伍百文	ゑほし	道音左近太郎
伍百文	ゑほし	太郎兵衛子
伍百文	介徳石	
武貫文	數兵衛猿	
壱貫文	堂頭	
	茶や駒右	
	菊太郎衛門子松千代	

永正元年(甲子)霜月十日

右のP・Qをみると、QはPの規定にしたがつて作成されていることが判明する。そして官成（官途成）、鳥帽子成を除いて、堂頭、九日頭、結頭（結鎮頭）は、翌永正二年を起点に三年後まで年次ごとに遞減せしめ、三年を経た後はそれ以下にならることを規定しているのである。

結鎮頭は正月四日、堂頭は正月一三日、九日頭は九月九日の神事の頭役を負担するものであり、頭役に当つた者は神事の費用を分担しなければならないのにたいし、鳥帽子成は通過儀礼的色彩が強く、村の住人として承認

される第一閥門とみられ、官成（官途成）はQから老人成と考えてよいであろう。今堀郷の官座における各頭人の役割については明らかではないが、二、三の問題についてふれると次のようになるであろう。

座入りをした者は「新座輩」と称されて、一部の座公事の負担を免除され、「惣並」の発言権をもたなかつたようである。このような「新座輩」が「惣並」に取扱われるのは頭役を勤仕して後である。前掲Jによれば、一四世紀末において、結鎮頭にかんして一度でも官座に出仕したことのある新座の輩は、出仕の座次に従つて頭役を勤仕すべきことを規定しており、九月九日頭についても「可准先之」とし、右の結鎮頭の規定に准すべきとしているから、新座の輩は出仕の順番により結鎮頭か九月九日頭かを勤仕することになる。なおJの末尾において、その時点で當頭（掌頭）を勤仕している者は、「依為非分頭之間」、将来順番が廻つてきたとき勤仕すべきことをも規定している。永正一三年（一五二六）一二月二八日のなおしもの日記（後5—2 六二三）は五郎衛門さる等七人が各一貫の直物額を記されており、額からして當頭か九日頭であると思われるが、この頭を勤仕した源兵衛は、翌一四年三月七日のなおしもの日記（後5—1 六二三）に八〇〇文の直物を納入しているが、ここでは八〇〇文が一四人、一貫文三人、一貫三〇〇文一人が記され、この八〇〇文はPから結鎮頭と考えられる。以上の例からすると、新しく座に加入した者は出仕の順序によつてある頭役を勤仕し、勤仕の後はまた一定の期間をへて他の頭役を勤仕するのが一般的と考えられ、源兵衛のように二カ年に二つの頭役を果す者もあつたが、勤仕すべき頭役の順序はかならずしも定まっていないようである。永正一六年（一五二九）一月七日の官途成直日記に、「本なおし物の日記にハ、五郎衛門初分を出候へとも、おとゝのこまちよにふりかへて候て、初ハ堂の頭をつとむへし」とあり、五郎衛門の息子に初と駒千代の兄弟があつて、直物の台帳には初が官途成を果すべきことを記入し

説 て いるが、兄弟振替えて、初が堂頭を、駒千代が官途成を行なうというのであり、鳥帽子成のほかは順序が一定していよいよである。頭人は今堀郷官座の各神事を行なうきの中心的集団であり、神事費用の負担、神田畠のうち特定の神事に付属する土地の耕作にあたつた。<sup>(17)</sup> 「新座輩」の座次によつて結鎮頭指しが行なわれることが明らかになつたほかは、いかなる順序で頭指しが行なわれるかはわからない。しかし、Pの定書にある官途成、烏帽子成、堂頭、九日頭、結鎮頭のすべてを果すことが官座構成員の義務ではなかつたか。その意味で直物費用も一種の座公事として考へてよいかも知れない。<sup>(18)</sup>

さて本筋に戻つて、P・Qの考察に入ろう。永正元年以前における直物額は、文明六年（一四七四）三月二一日の堂頭勤仕人數定書（改<sup>24</sup>—19 三四八）によれば、六人が堂頭二貫文宛、八人が鳥帽子直一貫文宛となつており、明應元年（一四五二）一一月四日のなをし物日記<sup>(19)</sup>（後<sup>2</sup>—3 五九八）では、一四人のうち道（堂）頭二貫文一人、同一貫文一〇人、九月九日頭一貫文一人となつており、同四年（一四五五）一一月四日のゑほしのなおし物日記（改<sup>24</sup>—三四五）では一五人のうち四一〇文の一人を除いて五〇〇文となつてゐる。こうしてみると、Pで定められた永正二年の堂頭二貫文、九日頭二貫文、結鎮頭一貫二〇〇文、鳥帽子成五〇〇文等はかなならずしも過去に固定化したものではなく、一定の幅のある額から引出して規定したものである。しかし、頭人の資力によつて規定以上の額を負担するのは、これ以後の直物額をみても明らかであり、この規定は直物のメドを示したものである。そしてこの規準から、堂頭、九日頭、結鎮頭については三年後まで遞減を規定するのであり、これに則り、Qにおいては、永正四年分まで頭役を支払う意志を表わす者がおり、惣はつ年（永正三年）分の堂頭一貫六〇〇文の二人分を請取つてゐるのである。では惣が何故に頭役の年次による遞減制を採用したのであらうか。この点について

萩原龍夫氏は「おそらくこの年多分に費用を必要とすることがあつて、前納を奨励したものであろう<sup>(22)</sup>」と述べられた。私は氏の意見に賛成するとともに、加えて、一五人の座衆が「無力」や未進の理由で座を除外されるような今堀郷の現実からの惣財政の建直しの意図があつたのではないかと推定したい。なお推測が許されるならば、今堀郷が多額の費用が必要な理由は、文龜元年（一五〇一）から継起している保内商人と横閥商人の深刻な御服座争論、若狭越九里半街道の争論にかんする公事費用ではなかつたか。<sup>(23)</sup>

以上のことから、永正元年に規定された直物額の通減制は、惣財政の必要からとられた策と考えられるが、座抜きの現実からもわかるように、今堀郷民のより低額での頭役勤仕の要求が、この規定の伏線とし存在していると考えたいのである。

最後にPの冒頭に記された「一官成者 馬飼人ハ四百文宛、余ハ三百文也」について考えてみたい。Pから一ヶ月後に作成されたQには、ヲトナ成（官途成）を行なう五人のうち、東道心之衛門太郎は三〇〇文で馬牛飼人でないことがわかる。そしてこの馬牛飼人と余の者との差別は、享徳三年（一四五四）の「人數交名」での馬衆とカチノ衆との差別に通じるものであると考えられる。すなわち、右に掲げた東道心之衛門太郎は、Eのカチノ衆の筆頭にあげられている道信坊の子であると推定され、カチノ衆の子が余の者としてヲトナ成三〇〇文を納入していくことが明らかになると同時に、馬衆の筆頭にあげられている道金坊の子が、四〇〇文を負担する東道金兵衛四郎と考えられ、馬衆の子は一世代あとでも馬牛飼人であることが判明する。

〔R〕 定書（改26—11 三七三）

定證状之事

一カチニハ其一代駄荷之アツカイ不可有、背此<sup>シテ</sup>駆ハ、惣庄に可被取、於泊市町、此捷不可相違、仍而定所如件、

卯法師

右馬五郎（略押）

四郎太郎（略押）

若衛門入道

<sup>子</sup>左近三郎（略押）

右は年未詳ながら四人の名前から推して、一五世紀末から一六世紀前半にかけてのものと考えられ、恐らく保内商売中の規定を今堀郷に徹底させるためのもので、商業に従事するカチノ衆が生涯駄荷を扱うこと、すなわち馬匹による商品の搬送を禁じているのである。このような差別を内包しながら、カチノ衆は馬衆とともに今堀商人団を構成しているのであって、保内下八郷のうち今堀を含む四郷の定めた年未詳の条目（改<sup>26</sup>—2 三六四）に、「商買可行人者、百文宛庵室持出、帳ニ付可者也、万<sup>一</sup>不經入仁在者、為郷三百文可為名」<sup>（合）</sup><sup>26</sup>と規定され、馬衆、カチノ衆の別なく一〇〇文の納入を義務づけている。このように、一五、一六世紀今堀郷において、馬衆とカチノ衆の平等と不平等との矛盾した取扱いが存在していることは明らかになつたが、宮座内における地下中人、間人の差別的位置とともに、今堀郷の村落構造解明のためには重要な課題となろう。

(1) 金本氏は得珍保における名体制の解体について今堀日吉神社文書中の「名」記載史料を探し、「日吉神社文書中には売券・寄進状が一百点あるが、それの中でも『某名』の記載があらわれるのは僅かに九点である」（中世後期に於ける近江の農村」前掲書二六二ページ）として、「一四世紀半から一五世紀半にいたる九点の例をあげ、「筆者としては、右に述べたような売券上に見られる所見は旧名体制崩壊後にわずかに残る残存物であると解釈したいのであるが、その崩壊の時期は十四世紀初頭（鎌倉末期）には遡り得ると思われ」（前掲書二六三ページ）るとされている。

私も基本的には氏の所論に賛成するものであるが、売券・寄進状の名記載の史料を「僅か九点」とされているのは誤りである。氏のあげた九点に次の史料を加えねばならない。

①文安三年（一四四六）六月一七日 道妙講酒寄進状（改15—30 111四）に「やしき分添内名内」とある。

## 近江国得珍保今堀郷の「惣」覚書（仲村）

②享徳四年（一四五五）參月六日 今堀道立薬師堂伊田寄進状（改15-1 二〇五）に「三百三十枚へひミそ 馬太郎名」とある。

③承宣拾年（一四三九）一〇月三日 盛珍菜畠亮券（改31-1 四七五）に「合戸所数十八畝者……公方カチヤ名……在蒲生徳珍保内八日市南在之」とある。

売券、寄進状以外では、

④年未詳 算用状断簡（改18-4 二七九）に輪光房下地として「今在家左近殿名」「中野・さく・く郎名」とある。

⑤年未詳 かちや名算用状（改18-1 二七六）に「カチヤ名」一反と四畔の負担する公事物、公事錢額が記されている。

⑥承様九歳（一五六八）一一月吉日 今堀郷十津師田畠年貢目録帳（改20-2 三一七）に「中野左近二郎名」一反と「同左近太郎名」

四畔の公事物、公事錢額が記されている。なおこれは⑤の「カチヤ名」であることが判明する。

⑦天文二二年（一五五三）八月吉日 梅本坊御名大角豆納帳（改40 五九二）に「七郎左衛門尉計方衆」に「源兵衛名」「正輪庵名」がある。

そのほか納帳に地名化した「チャウフ名」「テウフ名」「徵夫名」が散見し、また山門の代官僧の給名と考えられるものとして「櫻光房名」（改4-8 三〇）「多宝坊名入」「觀泉坊名入」（改35-4 五七一）などがある。

これらの「名」のうち、八日市南に所在する「カチヤ名」は、この若干の関連史料があり、明らかに公方年貢の納入のために結ばれている「名」であり、一六世紀半には「名」としての機能を失なっていないのであって、保内における名解体の過程でなお生存する「名」をいかに位置づけるかは、今堀研究のひとつの課題となつて残るであろう。

（2）（3）金本正之「中世後期に於ける近江の農村」前掲書二六八、二六九ページ。

（4）たとえば、永正二三年一月四日の「惣より小使方わたし日記」（改16-15 一五一）と、天正二年一一月四日の「正使平一郎左衛門への渡日記」（改16-14 一五）との「小使」と「正使」とは同じであり、神事にかんし、神主を補佐するものである。

（5）明阿弥陀仏八人を「チケノ中人、マウトノ人々」とすると、かれらはその身分のために座次を下げられていてことになり、宮座内部における身分制が想定される。座次が下げられることは、このほか座公事の一部未進の場合、たとえば、天文一八年一一月三日の左衛門二郎請状に「太郎兵衛三日講ノ折足過分おい申候處こ、少分にて御さしをき候之間、座敷各ごのすへニなやり可申候」（改24-22 三五）にあるところから判明するが、明阿弥陀仏の場合は身分によることが明らかである。しかも、この明阿弥陀仏については、明徳二年（一三九一）一一月二四日の左近二郎畠地亮券（改32-36 五五四）の在所に「在とくちんかぼういまほりの北にあり 明阿弥名」とあって、四至にも「南ハ明阿弥作」とあり、また応永二五年（一四一八）四月二九日の玄祐畠地寄進状（改28-26 四三五）にも「在得珍保今堀之北ニアリ 明阿弥名」とあり、その地積から同一と判断されるが、これらから明阿弥名は一四世紀末から一五世紀初にかけ

て実在した人物の名を付した名臘であることがわかる。そして、地下中人、闇人と称され、宮座衆の中で低い身分とされている明阿弥陀仏がその名主であると考えられる。間人＝座衆＝名主という図式が、この段階の今堀郷で認められるトすれば、間人の名主化か、名主の間人化かのいずれかであろうが、いまそのきめ手はない。なお間人が直物においても天文二年のおとな直納状(改20-17 三二二)に「モウタウノナウシ」と別の扱いをなされていることは注目すべきである。

(6) 寛正四年一月四日の今堀神田納日記(改38-2 五九〇)の馬四郎の請地に「一畔ヒミソアセチノ後 大舛一斗」とあり、このアセチが蛇藩の字名なることがわかる。

(7) 金本正之「中世後期に於ける近江の農村」前掲書 一六九ページ。

(8) 同右 一九四ページ。

(9) 萩原龍夫『中世祭祀組織の研究』二六一ページ。

(10) 金本正之 前掲書 二六九ページ。

(11) 萩原龍夫 前掲書 二五九ページ。

(12) 穀類などの農産物を指すのである。

(13) 金本正之 前掲書 二九三ページ。

(14) それは永正二年の「武」が抹消されていることによってわかり、「—」の印は、武年に未進分を納入したことの表記である。なお若衛門入道の肩にある文字を金本氏は「長年」と読んでいるが、「丑年」の誤認であり、丑年すなわち永正武年に未進分を納入したことを記したものである。

(15) 金本正之氏は「今堀の宮座は応永の頃より極めて開放的であった事は事実である。そして身分・階層の制約はなく、ただ座公事を納めさえすれば入座できた。その座公事とは神田農民となって年貢を完納する事であるという先述の推論にして誤り無ければ、農民は競って入座するであろうし宮座の成員はすべて神田納帳にその名を現わす事になる。」(前掲書 二九四ページ)といつておられる。Mにおける又太郎は、金本氏によれば、文明一八年(一四八六)から明応九年(一五〇〇)まで終始六合の神田年貢の貢納が固定しており、(前掲書 二九〇~二九一ページの表)、氏の論理では、又太郎はこの六合の貢納によって宮座衆の資格を保持していることになる。したがって、氏の強い否定にもかかわらず、氏の論理にしたがう限り、わずか六合の年貢未進によって座衆の資格を失なうことなるという帰結に到達せざるをえないものである。

(16) 長禄四年(一四六〇)一月一日の村役(改26-9 三七一)の禁制事項のひとつに「ヨソカラキテ物子ゆウテ、エホシキテ村ツク」とあり、文意はやや不分明ながら、他所より今掘へきた者(その子カ)が、鳥帽子成(この場合、村人を鳥帽子親とするのである)を

## 近江国得珍保今堀郷の「惣」覚書（仲村）

して村に定住することにいつての禁制と考えられるが、この考證が妥当とすれば、鳥帽子成は、いわゆる「村人」への第一関門として差支えないであろう。

(17) 先に引用した丁に「かうか谷の神田九日頭人方可渡者也」とあり、また応安五年（一三七一）一月二一日の岡闇製源西結鎮御供米田地寄進状（改28-8 四一七）は高谷内の百歩の新田について「但彼田地者、毎年結鎮頭人付作織、廻被以田地作毛、御結鎮可令勤仕之間、不可作織一人定者也」との条件をつけている。

(18) この点について、萩原龍夫氏がHの説明で「座公事を完納しないものは着座できないといつてゐるのであるが、その座公事なるものは、頭人の負担や後述するオトナ成などの『直し物』とはどう違うかが一向にわからない。」（前掲書 二五八ページ）と卒直に疑問を提出されていることに同感を禁じえないものであり、金本氏が萩原氏のこの言を「座公事を、頭人負担や直物とは全然関係ないものと考えてゐる。」（前掲書 三〇四ページ）と却下されていることについて、座公事＝神田年貢というシーマが崩れた以上、再検討の余地が充分あると思う。

(19) ここでは鳥帽子成と記されていないが、「兵衛二郎子祢、丸」「道ばん子」「法師」「新兵衛子市との丸」というように「一一子」と「丸」という幼名から、堂頭勤仕の人とは別だ、鳥帽子成と考えた。

(20) この日記で堂頭一貫文を負担する小法師左近三郎は四〇年以前の享徳期の「商人交名」に名を連ねており、したがって同一人であるとするなら、小法師左近三郎の堂頭勤仕は最低六〇歳であると推定される。

(21) たとえばPの卯年にあたる永正四年一月二一日のなほこ物ノ日記（改35-1 五六八）によれば、一貫五〇〇文の堂頭を負担する者が二人いる（Pでは一貫二〇〇文）し、あとは圧倒的に一貫文が多い。

(22) 萩原龍夫 前掲書 二六三ページ。

(23) 文亀元年（一五〇一）より永正元年（一五〇四）に至る保内商人の商業争論を列記すれば次のようになる。

◎文亀元年一〇月八日、九里員秀より保内商買中へ、保内御服商買の本座なること、馬淵市での権利を認める（改8-11 一〇四）。◎同年二月二日、左近府賀與丁等の横闇下郷における御服商売を認める繪旨下る（改12-21 一六一）。◎同年五月一日、建部政所直秀より保内座人中へ、御服座争論について、八日市は両方（保内、横闇商人）の立合なるべきことを記す（改8-7 一〇〇）。◎同年八月一日、鷹郷秀綱より保内商人中へ、保内横闇御服座争論について、保内の勝訴を申渡す（改12-24・26 一六四・一六六）。また九里員秀も同じ内容を申渡す（改12-22・25 一六一・一六五）。また同日、伊庭出羽守より保内商人中へ、去四月一日、鷹郷市で保内商買物等が横闇より没収された事件について、保内の勝訴を申渡す（改8-13 一〇六、改12-23 一六三）。◎同年九月二日、九里員秀より高鷲郡南市庭商人中へ、保内商人の若狭越荷物を没収したことについて、その返却を命令す（改8-16 一〇九）。◎同年九月三日、

幕府奉行人、左近府鷹與丁等の横閑下郷における御服商売の相違なき旨執達す（改12—27）一六七）。◎永正元年一二月三日、伊庭出羽守より保内商売中へ、小幡商人の保内篠川以南における商売には、荷物の没収をもって臨むことを指令す（改7—18　九一）。

以上のように公事を有利に展開するためには、関係方面、この場合は近江守護六角氏の重臣被官に働きかける必要があった。この点を守護の領国支配の視点より取上げた論文に、畠井弘氏の「守護領国体制と座商業——六角氏守護領國と得珍保座商業の展開——」（「日本史研究」第七〇号、一九六四年）がある。氏はこの「文龜相論」「九里半相論」を、他郷商人の「特權的御用商人化を自らした保内商人への従属を、峻烈に拒否するたたかひ」（二五ページ）と評価し、脇田晴子氏の批判をうけている（前掲書五八九ページ）が、他郷との商業競争に勝つために、この段階では守護権力に連がる連中に賄賂などを贈っていることは容易に想定される。なお今堀商人惣分と今堀郷惣中の重複性（脇田氏 前掲書五四一ページ）が、頭役前納金の商業争論公事への流用の前提にならっていることはいうまでもない。

(24) 脇田右馬五郎は文明六年（一四七四）三月二一日の堂頭勤仕人數書（改24—19　三四八）に「卯法師右馬五良」とあり、長享三年（一四八九）一月四日の今堀神田納帳（改36—4　五八八）に「ウホクシ馬五郎」、延徳二年（一四五〇）一月四日の今堀神田納帳（改36—3　五八七）に「ウホクシ右馬五郎」とある。若衛門入道は永正元年の座抜日記や同年代の神田納帳にその名が見え、また子・左近三郎は大永五年（一五六五）一二月に官途成を行なっている（後5—3　六一四）し、四郎太郎もこの時期の者では明応六年（一四五七）一〇月の十羅刈奉加帳（改20—1　三一六）一〇文を奉加している者がおって、年末詳ながらぼ一五世紀末から一六世紀前半頃のものとしていいだらう。ただこの四人がこの証状を定めた主体であると考えられるが、老人であるか否かはわからない。

(25) (26) この四郷は下八郷の地理的な点からいって、中野、今堀、蛇溝であると推定され、その中心に今堀があり、四郷商人は今堀の庵室へ納金していたと考えられ、ここから今堀日吉神社に保内商業関係の文書が保管されている点も首肯できる。

### おわりに

以上述べてきたことを要約すると、次のようになるであろう。

まず金本氏の所論の核についての疑問である。すなわち、金本氏は中世後期今堀郷における耕地積と神田畠との比率について、検地時の地積に神田畠のそれを比べ、神田畠が全体の三分の一を占めるとされ、ここから立論

されておられるが、検地時の地積について重大な誤解があり、それは新発見の史料によつても明らかになつた以上、氏の所論の一角が崩れ去つたといわざるをえないものである。

つぎに、今後の今堀郷を対象とする村落研究や商業研究で引用されるであろう、年末詳の「保内今堀郷商人交名」の年代推定についてである。金本氏は神田納帳の人名をこの「交名」に照合された結果、黒川正宏氏の享徳期説を退けて寛正期と断定されたが、私はこの「交名」を享徳三年の「藤きり山木こり馬の人数交名」のみならず、同二年の「鹿垣日記」にも照合した結果、合致する人数は寛正期をはるかに上回る点から、また寛正期独自の名称とされた五人の人名も、独自のものでないことが明らかになつたので、享徳期説の再生を主張したわけである。

また今堀郷における宮座の確立期について、金本氏は宮座関係史料の検討を通じて、応永の後半期とされたのであるが、私は氏が引用された史料を再検討した結果、宮座確立の尺度として採用されている史料の「稚拙」性と、文意不分明とされている点については、かなりずしもそうとはいえないこと、また氏が至極簡単に却下された一四世紀後期の永徳年間の頭役関係の史料は、宮座の確立が前提となつて作成されたものであることから、確立の時点は少なくとも一四世紀の八〇年代には確實に遡りうるとした。なお宮座の変質期について、一六世紀の初頭、永正期とする金本氏の説には賛成するが、その論証のひとつにあげられた堂舎での博奕の禁止条項については異論を唱えざるをえない。すなわち、氏が確立期を論証するために引用された応永三二年の宮座衆議定書の条項のなかに、すでに「勝灰」＝博奕を禁止した一条があり、この点をあげることによって宮座の変質を説くことの不可を指摘したつもりである。

また金本氏の所論のいまひとつの核である、神田農民＝惣の全構成メンバー＝官座衆という説については、神田納帳の農民には他郷の農民がいることからして説得性が乏しいといわざるをえない。また永正元年の座抜日記の検討について、私は氏の神田畠年貢＝座公事という説に疑問を感じ、座公事について若干の考察を試みたが、座衆の座抜きは、座公事を含む、神田畠年貢、庄園領主への年貢、家売買のさい惣へ納入する金錢などの未進にたいする、惣の処置などを指摘した。村人としての義務の不履行が座抜きの対象となるが、この日記の場合は、経済的義務の不履行にたいする処置なることを論じたのである。そして村人＝座衆の条件として、屋敷持なることを村撫から推定したわけである。つぎにこの座抜日記と同年の二点の直物史料は連関があることを指摘し、一五人の座抜きを行なわねばならぬような現実が、直物の前納を要求したのではないかと考え、その現実とは一六世紀初頭にいたって顕在化してきた郷内の階層分化の進行と、それに加えて、文龜元年より継起している保内と他郷の商論に關係のあることを推測したわけである。

以上のように、本稿は金本氏が提起された問題について、私自身も氏と同様、この問題が基礎的なものでありますながら従来の今堀研究が避けて通つてきたと考えるがゆえに、金本氏の所論の検討という方法をとることによつて、この基礎的問題を明らかにしようとしたのである。しかし、金本氏批判を通じて明らかにした問題は、あまりにも少なく、研究者が関心を寄せながら未処理のまま放置されている史料なり問題なりが、今堀研究の場合いかにも多いと思われ、史料の総点検が要請される所以である。